

尾張旭市立小中学校体育施設使用料改正のお知らせ

令和8年4月1日から、中学校体育館及び運動場の使用料が次のように改正されます。

1 中学校体育館への空調設備導入に伴い、空調設備を使用できる期間の使用料を変更します。

	改正前	改正後	
体育館（全面） 午後7時から午後9時まで	1,620円	4月、5月、10月及び11月 ※空調設備使用なし	1,620円
		6月から9月まで ※空調設備（冷房）使用料1,380円を含む。	3,000円
		12月から3月まで ※空調設備（暖房）使用料1,600円を含む。	3,220円
体育館（半面） 午後7時から午後9時まで	810円	4月、5月、10月及び11月 ※空調設備使用なし	810円
		6月から9月まで ※空調設備（冷房）使用料690円を含む。	1,500円
		12月から3月まで ※空調設備（暖房）使用料800円を含む。	1,610円

2 中学校運動場の料金体系をより分かりやすくするため、夜間照明設備使用料の金額を明示します。

	改正前	改正後	
運動場 午後7時から午後9時まで	7,430円	夜間照明設備使用料7,010円を含む。	7,430円

※改正後の使用料は4月1日以降に使用許可を受ける場合に適用されます。